

東庄町レンタサイクル利用規定

このレンタサイクルは、東庄町観光協会(以下「観光協会」という。)が運営管理しています。この利用規定は、お客様(以下「利用者」という。)がこのレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。このレンタサイクルをご利用する場合には、この規定を遵守していただくことになります。

1【利用申込】

利用申込みは高校生(または16歳)以上の方に限らせていただきます。15歳未満の場合は保護者の同伴が必要です。

利用申込用紙に必要事項をご記入の上、身分を証明できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など)をご呈示ください。

申込用紙にご記入いただいたお客様の個人情報は、当レンタルサイクル業務以外の目的には使用いたしません。

2【利用時間】

レンタサイクル営業時間は9:00~16:00です。

やむを得ず時間が過ぎそうな場合は必ず観光協会にお電話ください。

無連絡無許可で営業時間以降に大幅に遅れて返却された場合や、翌日以降の返却がされた場合は別途、違約金をお支払いいただく場合がございます。(1日毎に普通自転車1,000円・電動アシスト自転車2,000円) 1日未満も1日に換算

貸出は1日毎(営業時間内)で日を連続して貸し出しすることはできません。

3【利用料金】

無料

4【利用前点検】

定期的に点検を実施しておりますが、利用者様も利用前にブレーキ、ハンドル、サドルのゆるみ、タイヤの空気圧などの使用前の自主安全点検を必ずお願いいたします。

当レンタサイクルの損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに使用を中止し観光協会へ連絡してください。

5【管理義務】

利用者は、管理義務をもって利用するものとし、その管理責任は貸出を受けた時から返却するまで継続するものとし、利用乗車中のみならず、無人で駐車中でも管理義務がありますので、駐車する場所の安全、強風等による転倒予測と防止に努めてください。

無人駐車中の転倒などの事故・トラブルも協会は一切責任を負いません。

6【自転車の故障・損傷】

貸出期間中に自転車の故障又は損傷があった場合は、速やかに観光協会にご連絡ください。観光協会への事前の了承無く利用者自身で自転車を修理された場合は修理代金は負担できません。

危険運転などの悪質な利用に起因する自転車の故障、損傷については、その修理に要した実費用をいただきます。

通常の使用により生じた故障、破損、損傷、摩耗、パンクなどは協会で修理・負担致します。

7【自己処理など】

お客様が貸出期間中に事故にあわれた場合は、事故の規模に関わらず、すみやかに警察へ連絡する等法令で定められた処置をとるとともに、観光協会（TEL0478-86-6075）に氏名、事故発生時間、場所、原因、状況等をご報告ください。

事故について示談などが必要な場合には、お客様自らの責任において行っていただきます。観光協会では事故についての一切の責任を負わず、仲介に入ることも一切いたしません。

観光協会が被害を被った場合は、お客様にその損害賠償を請求する事があります。

8【補償など】

利用者は第2種TSマーク付帯保険の適用範囲内で、その補償を受けることができる。以下は平成25年現在の保障内容

【傷害保険】(TSマーク貼付自転車の搭乗者が交通事故により傷害を負った場合)

・死亡若しくは重度後遺障害(1～4級) 100万円 入院(15日以上)10万円

【賠償責任補償】TSマーク貼付自転車の搭乗者が第三者に傷害を負わせてしまった場合)

・死亡若しくは重度後遺障害(1～7級) 2,000万円

必要に応じ利用者自らが所定の必要な手続き(保険会社への連絡及び必要な資料の提出を含む)を速やかに行うものとします。

警察及び観光協会に届け出のない事故、もしくは利用者がこの規約に違反して発生した事故による損害については、保険による損害を補うことが受けられないことがあります。

保険金が支払われない損害、及び補償限度額を超える損害については、全額利用者の負担とします。

9【自転車の盗難・紛失・放置】

貸出期間中に自転車本体の盗難に遭い、又は紛失した場合は、速やかに観光協会（TEL080-8757-4750）にご連絡ください。

無施錠のまま放置した場合など利用者に起因する事情により盗難、紛失した場合は弁償金（普通自転車1万円・電動アシスト自転車5万円）をいただきます。なお、違約金受領後に自転車の返還があった場合でも、違約金の返金はいりません。

盗難時に鍵が返却されない場合は、無施錠の扱いとなります。

自転車の鍵を紛失、破損された場合は交換料として1,000円（税込）をいただきます。

10【禁止行為】

無謀運転・酒気帯び運転・二人乗り・傘差し運転、その他交通規則に反する行為
危険箇所、不適切な場所での利用や歩行者などの通行障害となるような行為
自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
申込者以外の第三者に使用（転貸）させること。

11【貸出の拒絶又は取り消し】

申込書に虚偽の記載をされたとき。

貸出期間が暴風雨等の悪天候時、もしくはそれらが予想されるとき。

周辺の道路状況、事件、事故などの影響、またはその他の理由で観光協会が適当ではないと判断したとき。